※就農相談を希望される方には，以下の「新規就農者相談カード」にご記入いただきます。事前にご記入・

ご郵送いただければ，よりスムーズな対応ができますので，判る範囲でご記入の上，下記にお送りください。

　送付先：〒301-8611茨城県龍ケ崎市3710番地　龍ケ崎市役所農業政策課

電話：0297-60-1537　　ＦＡＸ：0297-60-1584 　e-mail：[nousei@city.ryugasaki.lg.jp](mailto:nousei@city.ryugasaki.lg.jp)

**新規就農相談カード**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  |  | 性別 |  | 生年月日 |  | 歳 |
| 氏名 |  |  | 住所 | 〒  （出身地：　　　　） | | | |
| 最終学歴  （勤務中・退職） | |  |
|  |
|  |
| 最終学歴  （　　　年卒業・卒業見込） | |  | 連絡先 | ＴＥＬ |  | | |
|  | ＦＡＸ |  | | |
|  | E-Mail |  | | |

**＜あなたの現状についてお伺いします＞**

１　農家の後継者ですか　　①はい　　②いいえ

２　現在の健康状態　　①健康　　②その他（既往症：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　現在の職業　　①会社員　　②自営業　　③公務員　　④農業従事者（農業法人職員，研修中を含む）

⑤アルバイト・パート　　⑥学生　　⑦無職　　⑧その他（　　　　　　　　　　　　）

４　家族構成をご記入ください

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 続柄 | 氏名 | 年齢 | 職業 | 農業従事予定 |
|  |  |  |  | する・しない |
|  |  |  |  | する・しない |
|  |  |  |  | する・しない |
|  |  |  |  | する・しない |
|  |  |  |  | する・しない |
|  |  |  |  | する・しない |

５　ご家族に相談されましたか　　①相談した（家族は　賛成　・　反対　・　どちらでもない　）

　　　　　　　　　　　　　　　　②相談していない

６　就農を希望される動機をお書きください

７　農業の経験はありますか

①全くない　　　　　　　　②家の手伝い程度（手伝った品目・内容：　　　　　　　　　　　　　　　）

③体験あり（場所・内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　経験：　　年）

④研修中（場所・内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　経験：　　年）

⑤研修済（場所・内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　経験：　　年）

８　農地を所有していますか

①ある：水田　　　　ａ，畑　　　　ａ，その他（樹園地・牧草地など）　　　　ａ

②ない

**＜今後の希望についてお伺いします＞**

９　希望する就農形態は以下のどれですか

①自分で独立して農業を行いたい

②農業法人等に就職し，会社員として農業を行いたい

③農業のヘルパーとして働きたい

④所有する農地の保全や，副収入の手段として農業を行いたい

１０　希望する作物はありますか。（　）内は栽培したい品目や面積が決まっていたらご記入ください

①水稲（面積：　　　　　ａ）

②野菜（品目：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　面積：　　　　　ａ：　施設・露地）

③花　（品目：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　面積：　　　　　ａ：　施設・露地）

④果樹（品目：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　面積：　　　　　ａ：　施設・露地）

⑤畜産（　酪農　・　肉用牛　・　養豚　・　養鶏　　　頭数：　　　　　頭）

⑥その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　面積：　　　　　ａ）

１１　希望する就農市町村はありますか

①龍ケ崎市　　②牛久市　　③稲敷市　　④美浦村　　⑤阿見町　　⑥河内町

⑦その他（　　　　　　　）　　⑧特に希望はない

１２　今後，農業の研修を希望しますか

①希望する（研修期間：　　　年，研修先：　先進農家　・　就農準備校　・　その他：　　　　　　）

②希望しない　　③わからない

１３　農業を始めるために用意している自己資金はありますか

①全くない　　②１０～１００万円　　③１００～５００万円　　④５００～１，０００万円

⑤１，０００～２，０００万円　　⑥２，０００万円以上

１４　その他，ご相談がありましたら自由にご記入ください

**【この就農相談カードの取り扱いについて】**

このカードは，原則として公表いたしません。ただし，他の新規就農支援機関等に就農受入調査・検討を依頼する場合，情報として提供してよろしいか伺います

①提供は承諾します　　②提供は拒否します

情報の管理にあっては，個人情報の保護に関する法律その他法令の個人情報の保護に関する規定を遵守します

他の就農支援機関への相談の有・無　　①あり（相談先機関名：　　　　　　　　　　　）　　②なし